

公的研究費等の不正使用防止計画

令和5年12月1日

総括管理責任者

環境科学技術研究所公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（以下、「不正使用防止規程」という。）第11条第1項に基づき不正防止計画を、以下のとおり定める。

本計画は、策定時点において当面取組むべき措置を掲げたものであるが、不正使用の発生要因とその対応に係る情報を踏まえ、随時、見直しを行うものとする。

1. 意識の向上

区分	不正防止の取り組み
法令順守	<ul style="list-style-type: none">職員等を対象とした研究費等の不正使用防止に関する研修会等を実施し、理解を深める。職員等に対し、研究費等の不正使用は処分の対象になることを周知する。
ルール等の明確化	<ul style="list-style-type: none">研究費等の使用に関するルール等の整備・改正の際は、職員等の理解が進むよう必要な場合は説明会を開催するなどし職員等へ周知する。

2. 研究費関連

区分	不正防止の取り組み
共通事項	<ul style="list-style-type: none">研究費の予算執行状況を把握し、事業計画に合わせ、計画的に執行するよう周知を図る。物品購入・旅費・謝金・外部資金関連の手続きの合理化を進め、予算執行の効率的、効果的な執行を促進する。
物品	<ul style="list-style-type: none">検査・検収の作業の効率化を図る。また、契約の履行確認を適正に行い、不正の防止を進める。
旅費	<ul style="list-style-type: none">出張報告書の提出期限を徹底させるとともに、具体的な出張内容を記載することを周知・徹底する。

3. その他

区分	不正防止の取り組み
他の活動との連携	<ul style="list-style-type: none">会計監査、額の確定調査等の準備や対応等に当たっては、研究費の不正使用のモニタリング等にも活用する。
情報公開等	<ul style="list-style-type: none">研究費等の不正使用防止への取り組みに関する情報を外部に公表する。研究費等の不正使用に関する通報窓口を設置し、所内外に周知を図る。